

福島県消費者基本計画(第2期)骨子案

第1 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

現行計画の計画期間が令和7年度までであることから、令和8年度以降の本県の消費者施策を推進するため、国の第5期消費者基本計画(以下、「国の第5期計画」という。)を参考とした福島県消費者基本計画(第2期)を策定します。計画の考え方は、現行計画と同様、「福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(以下、「消費生活条例」という。)」に基づくものとします。

2 計画の位置づけ

現行計画と同じく、消費生活条例第6条、消費者基本法第4条及び消費者安全法第4条第1項に基づき、県の消費者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画とするとともに、消費者教育の推進に関する法律第10条第1項に基づき、国の基本方針を踏まえて策定する「消費者教育推進計画」を兼ねるものとします。

3 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

第2 消費者を取り巻く現状と課題

1 消費者を取り巻く経済・社会環境の変化

現行計画を基に、本県の消費生活に関する最新の現状と課題を反映した内容とし、加えて国の第5期計画で示された現状の課題についても、該当する部分を盛り込みます。

また、原発事故後10年以上が経過しましたが、原発事故に伴う食の安全・安心の確保については継続して記載し、本県特有の課題を改めて整理します。

- (1) 消費生活に配慮を要する消費者の拡大
- (2) 消費生活におけるデジタル技術の浸透
- (3) 多様化・複雑化する消費者問題、取引環境の変化に伴う環境整備
- (4) 若年者の消費者被害防止
- (5) グローバル化の進展
- (6) 持続可能でより良い社会の実現
- (7) 災害発生等に関連する消費者トラブル等
- (8) 原発事故に伴う食の安全・安心の確保
- (9) 消費者教育の推進の必要性

2 福島県における消費生活相談の現状

県消費生活センター等に寄せられた近年の消費生活相談の状況について記載します。現行計画で記載していた「(4)新型コロナウイルス感染症関連の相談(県受付分)」については、感染者の減少とともに相談件数も落ち着きが見られることから、削除することとします。

- (1) 消費生活相談件数の推移
- (2) 消費生活相談の状況（県受付分）
- (3) 消費生活無料法律相談（県受付分）

第3 基本理念

1 福島県消費生活条例における基本理念

現行計画と同様に、下記2の(1)～(4)の基本理念に基づき、消費者施策を推進してきたことについて記載します。

2 本計画において目指すべき社会の姿等

現行計画に最新の社会情勢等を反映させるとともに、全ての消費者が消費者教育を受けられる環境の整備や、デジタルリテラシーの向上など、国の第5期計画における「消費者政策の基本的な方向性と目指すべき社会の姿」を参考とした内容とします。

- (1) 消費者の権利の確立を基本とした消費者の自立の支援
- (2) 消費者の安全確保等に関する事業者による適正な事業活動
- (3) 消費者の個別性や多様性への配慮
- (4) 環境への負荷低減その他の環境の保全への配慮

3 本計画における基本理念

現行計画に上記2を反映させた内容とします。

第4 施策の展開

現行計画を基に、下記1～4について、現状と課題、施策の方向、消費生活課の具体的な取組、達成目標を定めた指標を掲載します。各項目は、最新の情報とともに、国の第5期計画で示された第3章の政策及び第4章の施策のうち、該当部分を反映させたものとします。

1 消費者被害の防止と救済

主に消費生活相談に関する内容について記載します。

- (1) 消費生活相談体制の充実・強化
- (2) 市町村の消費生活相談窓口に対する支援
- (3) 多重債務問題への対応
- (4) 関係機関等との連携、関係団体等の支援

2 安全・安心な消費生活の確保

安全・安心な消費生活の前提となる、商品等の表示適正化や消費生活取引の適正化、消費者の安全確保等のほか、見守り体制の整備について記載します。

- (1) 商品等の表示等の適正化、消費生活取引の適正化
- (2) 消費者の安全確保
- (3) 食品の安全性の確保
- (4) 地域での見守り体制の整備

3 震災からの復興に向けた取組

本県特有の施策として、食と放射能に関する正しい情報を普及する取組や、自家消費野菜等の放射線検査について、継続して記載します。現行計画で記載していた「(3)食に関する風評払拭の取組」については、事業内容の変更に伴い、(1)に統一します。

- (1) 食の安全・安心の推進
- (2) 自家消費野菜等の放射能検査の取組

4 消費者教育の推進

複雑化する消費者被害を防止するため、全ての消費者が消費者教育を受けられる環境の整備へ向けた各種取組について記載します。

- (1) 消費者の個別性や多様性に配慮した体系的な消費者教育の推進
- (2) 若年者への消費者教育の充実・強化
- (3) 高齢者の消費者被害の未然防止
- (4) 社会情勢の変化に対応した消費者教育、情報提供
- (5) 多様な教育の担い手との連携

第5 計画の推進体制と進行管理

現行計画を基に、推進体制及び進行管理の方法について記載します。

1 計画の推進体制

現行計画と同様の体制とします。

2 計画の進行管理

毎年度、施策の取組状況や目標の達成状況について取りまとめ、福島県消費生活審議会及び福島県消費者教育推進地域協議会で報告し、県ホームページで公表します。

福島県消費者基本計画 指標一覧表

現行計画を基に、各項目を改めて精査し、指標の種類や達成目標を更新します。

附属資料

1 福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

現行計画と同様に掲載します。

2 エシカル消費につながるモノについている認証ラベル (一部)

～私たちの消費が世界を変える～

認証ラベルは現行計画から継続して掲載し、高校生との協働事業の中で生まれたオリジナルキャラクターのエシカル博士やエシカルロゴを追加します。